

# デイケアセンターしらゆりの里藤が丘 運営規程

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション)

(事業の目的)

第1条 医療法人羊蹄会が開設するデイケアセンターしらゆりの里藤が丘(以下「事業所」という。)が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もつて要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 デイケアセンターしらゆりの里藤が丘
- ② 所在地 名古屋市守山区四軒家二丁目702番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤兼務、医師と兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者  
医師 1名(常勤兼務、管理者と兼務)  
理学療法士 2名(常勤専従職員2名)  
作業療法士 1名(非常勤専従職員1名)  
看護職員 2名(常勤兼務職員1名・非常勤専従職員1名)  
介護職員 9名(常勤専従職員8名、非常勤専従職員1名)  
従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後6時までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時45分から午後4時までとする。

(通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定通所介護の利用定員は次のとおりとする。

- ① 1単位目 43名

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第7条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 機能訓練
  - ② 入浴(一般浴)
  - ③ 食事の提供
  - ④ 健康チェック
  - ⑤ 送迎
  - ⑥ 延長サービス(介護給付)
  - ⑥ リハビリマネジメント(介護給付)
  - ⑦ 運動器機能向上(介護予防)
  - ⑧ 口腔機能向上(介護予防)
- 2 食費は、696円を徴収する。
  - 3 おむつ代、日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
  - 4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、名古屋市守山区、名古屋市名東区、尾張旭市、長久手市、名古屋市千種区の一部(東千種台、香流橋、根台、京命、竹越、光が丘、千代が丘、新西)、瀬戸市の一部(山の田町、坊金町、井戸金町、坂上町、小坂町、西本地町)の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
  - ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
  - ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
  - ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施する。
- ④ 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
  - ② 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
  - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成25年4月1日から施行する。  
この規程は、平成25年8月3日から施行する。  
この規程は、平成25年11月18日から施行する。  
この規程は、平成26年4月1日から施行する。  
この規程は、平成26年5月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。  
この規程は、平成28年11月1日から施行する。  
この規程は、令和元年10月1日から施行する。  
この規程は、令和4年1月1日から施行する。  
この規程は、令和4年10月1日から施行する。  
この規程は、令和6年4月1日から施行する。  
この規程は、令和7年2月1日から施行する。